

香川県立高松桜井高等学校 タブレット端末利用規定

（趣 旨）

第1条 この規定は、香川県立高松桜井高等学校（以下「本校」という）が管理するタブレット端末（以下「タブレット」という）の利用について定める。

（管理者及び運用担当者）

第2条 タブレットの管理者は ICT 担当教員を充てる。運用担当者はクラス担任及び副担任を充てる。

（目 的）

第3条 タブレットの利用は、教育・研究目的及び学校長が認める目的に限る。それ以外の目的での使用は認めない。

（利用者）

第4条 タブレットの利用対象者は令和3年度以降入学の本校に在籍する生徒とする。

ただし、次の各号いずれかに該当するときは、利用及び貸与を取り消す場合がある。

（1）利用者が休学、留学等により長期に登校しないこととなったとき。

（2）利用者が本校の定める規定に違反したとき。

（利用規定）

第5条 利用者は、タブレットの利用に当たっては、次に定める一般規定を厳守したうえで、学校内外においての遵守事項を守ることとする。

（1）一般規定

- ① 公序良俗に反する利用並びに法令及び本校の定める利用規定に反する利用など、不適切な利用を行ってはならない。
- ② タブレットの他者への転貸、売却あるいは譲渡をしてはならない。
- ③ アカウント等の利用資格を転貸してはならない。使用に必要な ID 及びパスワードを第三者に漏洩してはならない。また、第三者の ID 及びパスワードを用いて利用してはならない。
- ④ 第三者のファイル、データ、及びシステムファイルなど利用が許可されていない資源にアクセスしてはならない。
- ⑤ タブレットの設定を管理者の許可なく変更してはならない。
- ⑥ アプリのインストールを管理者の許可なく行ってはならない。
- ⑦ インターネットサービスの利用については、第3条の利用目的に合わないものを閲覧してはならない。

- ⑧ SNS に他人の写真や動画、他人を誹謗中傷するような言葉、メッセージを投稿するなど、他人の著作権・肖像権・名誉などを侵害したり毀損したりするような使い方をしてはならない。
- ⑨ その他、学校長が別に定める事項に反してはならない。

(2) 学校での遵守事項

- ① タブレットおよびその付属品は貴重品と同等の扱いとし、破損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。
- ② 授業において常に使用できるよう、家庭で充電をして持ってこなければならない。原則として学校での充電は認めない。
- ③ 授業担当者や担任の許可なく録音及び動画や静止画を撮影してはならない。
- ④ 校舎内では消音にし、必ず音が鳴らない状態にしなければならない。
- ⑤ 学校内でのインターネットへの接続は、学校の Wi-Fi を経由しなければならない。SIM カードによるモバイル接続や、モバイルルーターを使用した接続、テザリング機能を使った接続を行ってはならない。
- ⑥ 学校での教育活動上必要ないと判断されるような使用方法（ゲーム、SNS、教育活動に関係のない動画や画像の閲覧、メール、生徒間のメッセージのやりとり、写真の掲載、いたずら行為やこれらに類する・準じる行動など）をしてはならない。
- ⑦ 授業中は教員からタブレット使用の指示が出るまでは机や鞆の中にしまっておかななければならない。
- ⑧ 授業中に許可された場合および授業の予習・復習のために休み時間等に使用する場合のみ使用してよい。使用する際は自席にて一人で使用し、客観的に見て必要のない使用をしていると思われることがないように留意すること。必要のない利用をしていると思われる場合、指導することがある。
- ⑨ 部活動での使用については、顧問の許可を事前に得なければならない。課外活動に関する使用については、引率教員の許可を事前に得なければならない。

(3) 学校外での遵守事項

- ① 公共の場所で他人の迷惑になるような使い方をしてはいけない。
- ② 学校外でインターネットへ接続する時も本校のタブレット端末利用規定を遵守すること。

(指 導)

第6条 前条に規定する項目を厳守しなかった利用者は、指導の対象となる。

(障害・事故)

第7条 利用者は次に掲げる場合には、直ちに管理者または運用担当者に報告しなければならない。

- (1) タブレットを破損、紛失したとき、又は盗難の被害に遭ったとき。
- (2) パスワードが第三者に漏れた可能性があるとき。

(3) タブレットが正常に作動しなくなったとき。

(4) データの改ざん・抹消，不正使用，無権限者のアクセス，ウイルスの侵入等，または，それらのおそれのある事実を発見したとき。

(その他)

第8条 この規定に定めるものの他に，タブレットの利用その他必要な事項については，学校長が別に定める。

(規則の改廃)

第9条 この規定の改廃は，職員会議を経て，学校長の承認を得なければならない。

附 則

この規定は，令和5年4月1日から施行する。